

# 学校保健指導の体系化に関する考察(3)

——明治期「学校衛生」論における「指導」概念の形成——

健康教育学研究室 潤 利 行

A Treatise on the Systematization of School Health Guidance (3)

—The Formation of the Concept of Guidance under the Theory of School Health in the Meiji Era—

Toshiyuki TAKIZAWA

In early Meiji era, the foundations of theories on school health in Japan were formed by translation and interpretation of theories on school health in modern Europe. Simultaneously, school health practices were consisted of three backgrounds, community prevention of infectious diseases, the maintenance of school facilities, and school child protections.

The points of this treatise are summarised as follows. 1)the assessment the dates of realization of each backgrounds above mentioned. 2)the assumption of main concerns belonged to theories and practices of school health management originated in each backgrounds. 3)the clarification of the factor on "direction" included the theories and practices of school health through the analysis of literatures of school health theory and practices of elementary school.

## 本稿の構成

- I はじめに
- II 明治期衛生行政における「学校」の位置
  - A 衛生制度整備過程の概要
  - B 衛生活動の対象としての学校
- III 「学校衛生論」の移入と展開
  - A 「学校衛生」概念の派生系統
  - B 「学校衛生論」の動向
- IV 学校衛生論における「管理」と「指導」
  - A 「学校衛生論」における管理内容
  - B 学校衛生管理における「指導」観の形成
  - C 学校における「学校衛生論」の受容と衛生の指導
- V 結語

## I はじめに

前稿では<sup>1)</sup>、明治期における修身科・生徒心得に示された「養生」観の分析と、それに引き続いで成立したと思われる「衛生訓練」の大正・昭和戦前期における展開の

概観を主題として考察した。その結果、明治期における修身科・生徒心得を通じた健康指導およびそれに続行した「衛生訓練」が、その総論においても実践内容においても、近世期の伝統的養生論を間接的に参照もしくは影響を得ていたことを指摘し得た。その考察により、日本の学校保健指導における思想的基盤の一端を明晰化し得たとともに、内容構成上の特質をも示唆し得た。

しかしながら、前稿においては、学校保健活動の前身である「学校衛生」活動自体に内在する「指導」的要素ないし「指導」観については、わずかに学校衛生管理の「訓練化」に関する指摘を除いて、ほとんど論及し得なかつた。修身科および生徒心得における養生観といつたいわば「傍系」に属する系譜を分析することによって、当該課題の周辺から考察することは、一定の妥当性をもつと思われるが、それらの考察と共に学校衛生活動自体に内在化した「指導」的要素ないし「指導」観を分析することは等閑視し得ない。

とりわけ、明治期の一般衛生活動およびその推進施策における「学校」の位置づけ、学生衛生に関する論説に

おける指導機能の内在化過程の考察は、近代日本の学校保健指導の中核的系譜を理論的に明晰化し得ると考えられる。また、既存の知見においては、この部分についての見解が希薄であった。

本稿では、以上の経過を前提として、次の点について考察する。

- ①明治初年の衛生制度創設・整備過程における「学校」に対する衛生施策の検討
- ②前記①の動向に関連しての「学校衛生論」の紹介の時期と内容の分析
- ③前記②で対象となった論説における健康についての指導内容の包含およびその分析

## II 明治期衛生行政における「学校」の位置

### A 衛生制度整備過程の概要

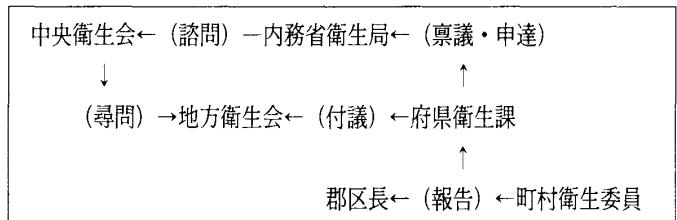
近代日本における統一的な衛生行政の開始が、1872年（明治5）の文部省医務課の設置ならびに1874年（明治7）の「医制」公布に求められることはほぼ定説化している。さらに、1875年（明治8）に医学教育行政を残して衛生行政事項全般は、内務省中に新設された「衛生局」に移管された。

内務省衛生局は、当初、庶務・制表・種痘・壳薬・出納の5課で発足し、のちに医務・保健・統計の3課に再編成され実務の遂行を図った。この部課構成からみても、創設当初の衛生行政の主たる課題が、各種衛生統計の定期作成、種痘普及、医師免許および医師開業の督察、薬事の検査および認可、急性伝染病の予防事業にあったことがわかる。当時の内務省衛生局長長与専斎の「衛生意見書」<sup>2)</sup>によってもそのことを裏付け得る。

明治10年代に入ると、衛生行政の主要課題は、急性伝染病の予防事業に移行した。ことに1887年（明治10）に大流行をみたコレラの対策は、草創期衛生行政における最大の懸案であった。既に衛生局設置に前後して、天然痘、ジフテリアについては予防規則が布告されていたが、コレラについては、1879年（明治12）に「虎刺列病予防仮規則」が公布された。さらに、海港検疫をはじめとする全国的規模のコレラ予防対策の要請に応じるため、同年、内務省衛生局の諮問機関として「中央衛生会」が設置・制度化され（中央衛生会職制及事務章程）、同時に「地方衛生会」（地方衛生会規則）「府県衛生課」（府県衛生課事務条項）が設置され、「町村衛生事務条項」が布達された。

これら一連の施策は、主にコレラ防疫を課題としつつ、あわせて中央衛生行政における基本施策の策定・諮問組

織とその策定事項の地方への浸透を管掌する地方衛生行政組織の創設を期したものであった。その組織系統を図式的に述べれば、次のようになる。



この系統において特に重要なものは、「町村衛生委員」制度である。同委員は、「町村内ニ於テ實際人民ニ接シ致世話候者」とされ、「町村ノ公選ヲ以テ」その任にあたった。その職務は、伝染病統計の作成・伝染病患者の把握と報告・種痘の勧奨・検査・環境衛生・貧民救療など衛生事務全般にわたり、地域の衛生行政の具体的実践者として位置づけられた。

また、明治10年代は公的な行政諸制度の整備過程に並行して、民間有志による政府の行政意図を意識した民間団体の設立が図られた。医療・衛生領域においても例外ではなく、後藤新平らの「愛衆社」などを先駆としつつ、1883年（明治16）「大日本私立衛生会」が発会した。同会は中央医務官僚経験者や東京大学医学部関係者、軍医部関係者を発起人、幹部とする半官半民の団体であるが、その趣旨は、国民に対する衛生思想の普及・涵養に置かれていた。同会の活動は、機関紙『大日本私立衛生会雑誌』による研究・論説の公表、後年の国民の健康阻害要因であった急性伝染病研究のための「伝染病研究所」の設置に代表されるように、急性伝染病の予防を念頭に置いた国民の衛生習慣の形成を企図していたものであった。

以上のように、明治中期までの衛生行政・施策は、創設期には太政官および内務省衛生局の主導によって推進され、明治10年代後半に到って半官半民組織によって少なからぬ領分が協同推進されるようになる。

### B 衛生活動の対象としての学校

A、において述べたように、短期間ながら衛生行政の端緒が文部行政の一環として位置づけられていたことは、衛生行政の展開と学校行政の展開とが時間的に並行していたことを示唆している。「学制」（明治5年）と「医制」（明治7年）の発布時期、構成、性格、消滅時期等の符合によって比較的容易にそのことを例示し得る。

しかしながら、明治5年から明治10年に到るまで、衛生行政および学校行政が相互に影響し合って展開したことは、少なくとも史料的には実証し得ない。ことに、

衛生行政が内務省衛生局に移管されてからは、ほぼ独立的に施策策定、実務運営がなされていたとすることができる。

衛生行政・衛生施策において学校に関心が及ぼされるようになる契機の一つは、学校の臨時種痘所としての利用である。種痘は、幕末期から大坂「除痘館」や「お玉が池種痘所」を中心に、庶民層の疑惑や抵抗を受けつつ、次第に普及していた。1875年（明治8）には「天然痘予防規則」が、翌年には「天然痘予防規則」が布達され、種痘の普及が図られた。しかしながら、衛生制度の創設期であったため適切な接種施設が皆無に等しかったため、多くの場合、学校が接種施設として利用された。<sup>3)</sup>

いま一つの契機は、前記A、において既述した急性伝染病予防を主眼に置いた地方衛生制度の実務内容である。それは、とりわけ「府県衛生課事務条項」および「町村衛生事務条項」に明確に含まれている。「府県衛生課事務条項」（内務省達乙第55号）において定められた取扱実務条項は、概ね7項目であるが、その第3は「清潔法注意ノ事」とあり、6号にわたり次のように記されている。

「市街道路溝渠廁圊芥溜ノ掃除及ヒ其修繕ノ方法ヲ設クル事

学校、病院、囚獄、旅舎、借屋、劇場等ノ衛生上利害ヲ検察スル事

市場、製造場、畜場、屠場、魚干場等ノ衛生上利害ヲ検察スル事

墓地ノ位置経界及ヒ埋葬火葬ノ手続方法ヲ定ムル事

埋葬場ノ地形火葬場ノ構造ヲ検察シ取締ノ方法ヲ設クル事

公園ノ新設存廃ニツキ衛生上ノ利害ヲ検察スル事」<sup>4)</sup>

ここでは、第2号で、「学校」の「衛生上利害ヲ検察スル事」が府県衛生課の実務条項として明確に示されている。

また、「町村衛生事務条項」（内務省達乙第56号）は14条よりなるが、同条項第2条は「府県衛生課事務条項」第3項と類似した内容であり、次のような記述を含んでいる。

「学校、病院、囚獄、旅籠屋、借屋、芝居、貸座敷、湯屋、温泉場等ノ掃除方竝ニ建築方ニ注意シ衛生上ノ利害ヲ考へ漸次改良ノ見込ヲ立ル事」<sup>5)</sup>

ここでは、町村衛生委員が学校等の建築物の建築法および清掃法を督察し、「衛生上ノ利害」を考慮してその改善の方法を立案することを実務内容の一つとしていたことが示されている。

これら2条項に共通した特徴は、概言すれば学校を含む不特定多数の人々が参集する場所における環境衛生上の検査と改良を定めている点である。このことは、少な

くともこの2条項においては、「学校」が病院や監獄、あるいは旅館、温泉などと同様に、「不特定多数」による「集団」を対象とする施設として取り扱われていたことを示している。それらに対する衛生行政上の配慮は、その「集団的性格」の故になされていたことは無視し得ない。

衛生行政上の学校の定位と並んで、「大日本私立衛生会」においても学校に対する関心がもたれていた。同会では、「会頭」「副会頭」「幹事」などの運営組織とは別に、「審事委員」なる専門組織が設置されていた。各分科は時期によって多少の増減はあったがほぼ20を前後する数の分科が置かれていた。筆頭の分科は「公衆衛生科」であり、以下「私己衛生科」そして「学校衛生科」と続く。同会の分科配列が当時の衛生活動の軽重を必ずしも忠実にあらわしているとは言い難いが、「学校衛生」が大日本私立衛生会において比較的高い関心を得ていたことは示唆されている。

これまでの検証によって、明治初期の衛生行政の創設過程において、公衆衛生活動の一環として「学校」に対する衛生管理活動ないし「学校衛生」が領域化されつつあったことを明確にし得た。その結果として、以下のことを指摘し得る。

- ①これらの範疇が形成された時期は、内務省衛生局がコレラをはじめとする急性伝染病の対策を課題とし始めた時期、すなわち明治10年代前半とほぼ同時期であった。
- ②公衆衛生活動における学校の位置づけは、学校を「不特定多数」の公衆が参集する施設としてとらえる、すなわち「教育施設」としてよりも「公共施設」としての把握に重点を置いたものであった。
- ③公衆衛生活動における学校の衛生管理は、清潔法や建築法など主として学校の物質的側面に限定して管理するものであった。

### III 「学校衛生論」の移入と展開

#### A 「学校衛生」概念の派生系統

「学校衛生」概念が、明治初期において衛生学的概念として定着したことは前記IIにおいて明確にされたが、同概念の形成時期ならびに形成機序については、諸種の見解は提起されてはいるものの、いまだ定説を得るまでには至っていない。既存の見解<sup>6)</sup>と筆者の検証によると、「学校衛生」概念の形成機序は概ね次の三系統に分け得る。

- ①明治初年から10年代の衛生制度の創設・整備過程に伴う「公衆衛生」概念の外延としての系統

②としてヘルバート教育方法学における「教授」「訓練」「管理」の各概念のうち、「管理」概念の系として派生した系統

③さらに、数種のヘルバート派教育学の紹介に伴う「養護」概念の派生と、その実体化としての「健康」の「養護」を系とする系統

既存の見解では、主に②、③の系統について考察しており、①の系統についての精密な考察は十分に行われていない。上記の各系統について、体系的に考察することは、「学校衛生」思想の形成時期を推定することを容易にすると同時に、「学校衛生」思想に内在する思想的諸基盤を明らかにすることにもなる。

前述②、③の見解は教育領域における学校衛生概念形成の説明である点では共通の基盤を有しているが、②は建造物や教育環境の清潔・管理を主たる内包としていたのに対し、③は生徒に対する身体的保護・管理を主たる内包としていた点で、双方の系統が区別されることには妥当性がある。

②の系統の派生時期は、明治10年代中葉に遡及し得る。わが国の教育学における「管理」概念が、明治20年前後まではアメリカ・イギリスの教育学理論に、明治20年のハウスクネヒト来日にはじまるヘルバート教育学の教育方法概念、すなわち「教授」「訓練」「管理」の三分法に基づいたものであることはほぼ通説化している。ヘルバート教育学移入以前のわが国の英米系教育学では、教育を「教授 (instruction)」と「管理 (management)」に大別したが、そこでの「管理」は学校経営から児童懲戒までの外延を含む広汎な概念であった。<sup>7)</sup>ヘルバートの教育方法学説によれば、「管理 (Regierung)」は、直接的教育作用たる「教授 (Unterricht)」および「訓練 (Zucht)」の双方の適切な実施を図るために前提として位置づけられており、それ自体は陶冶的意図を含まないものとして性格づけられていた。その内包は、教授および訓練の障害となる要素を除去・防止することであった。

明治10年代中葉より著された、翻訳書を含む学校管理論には、学校施設の衛生的保全を主たる内容とする記述が含まれていた。<sup>8)</sup>この種の記述における「管理」概念は、環境管理、対物的管理をその内包としており、対人的管理を明確に内包していない。また、明治14年6月に布達された「小学校教員心得」(文部省達第19号)には、主に教員の資質と学校管理について記述されているが、第3項で「身体教育」について論じ、体操に加えて環境管理の必要を論じている。<sup>9)</sup>次いで第5項では教員の健康保持について説いている。この範疇における学校の衛生管理には、いまだ明確に生徒に対する対人的衛生

管理概念は包含されていなかったと考えてよい。

明治20年以降、わが国の教育学は急速にヘルバート教育学を受容するが、20年代後半期よりチラー、ケルン、リンダネル、ラインに代表される、いわゆる「ヘルバート派」教育学が教育思想界を席巻する。ヘルバート派教育学では、教育方法概念の細分化がなされる。わが国の教育方法学に大きな影響を与えたラインは、「五段階教授法」の主張のみならず、教育作用を「教授 (Unterricht)」と「指導 (Führung)」に分け、さらに「指導」を「訓練 (Zucht)」「管理 (Regierung)」「養護 (Körperpflege)」に範疇化した。わが国の教育学における「養護」概念は、ヘルバート学派の教育方法概念に起源を有すると考えてよいと思われる。<sup>10)</sup>そして、その定着時期は、不確定ながら、ヘルバート派教育学の移入時期との関連から、少なくとも明治19年以前には遡り得ないと考えるべきである。

これまでの検証によって、明治期における「学校衛生」概念の派生系統の成立時期を概ね論定し得る。すなわち、

公衆衛生活動の一環として学校への衛生的配慮 →明治12・13年代
「学校管理論」の外延としての対物的学校衛生 →明治14・15年代
「養護」概念の成立に伴う対人管理的学校衛生 →明治20年代

と図式化できる。これによれば、わが国における広義の「学校衛生」の端緒は、教育学領域に先行して公衆衛生活動の中に存していたことがほぼ明瞭である。この異時性によって、学校衛生活動の実体が本質的な影響を受けたか否かは即断し得ないが、各時期において主に実体化されていた活動が、明治20年代に学校衛生論の主要領域として範疇化されたことにより、それは、同時期以降に統合的な学校衛生論として集約化されたと把握し得る。

## B 「学校衛生論」の動向

近代的「衛生」概念は、明治6、7年頃より用いられ、「衛生論」も明治5年より頻繁に刊行されるが、明治10年頃までの衛生施策および衛生論は、急性伝染病対策と個人的衛生実践を内容としたものであった。明治10年代前半に至って、衛生論は質量共に多様化するが、その一領域として「学校衛生」論が提唱される。

刊行書としては、明治13年(1880)の大河本聰松訳『学校衛生論』がわが国初の紹介図書とすることができます。この後、同16年(1883)に松山誠二『学校衛生論』、同22年(1889)に小林義直訳『学校衛生論』、同24年(1891)

に高桑致芳『国民教育学校衛生法』の如く、ほぼ数年をおいて刊行されている。これらの著者が、いずれも衛生学関係者であることを勘案すると、衛生学からの「学校衛生」思想の提起・派生は明治13年前後からと推定できる。この時期は、前述した「府県衛生課事務条項」および「町村衛生事務条項」における規程の成立とほぼ同時期である。以下に明治期における主な学校衛生論の単行書の一覧を示す。

#### 明治期学校衛生論の刊行状況（単行書）

- 1880年（明治13）：大河本聰松訳『学校衛生論』
- 1883年（明治16）：松山誠二『学校衛生論』
- 1889年（明治22）：小林義直訳『学校衛生論』
- 1891年（明治24）：高桑致芳『国民教育学校衛生法』
- 1893年（明治26）：三島通良『学校衛生事項取調復命書』
- 1893年（明治26）：三島通良『学校衛生学』
- 1893年（明治26）：瀬川昌耆『学校衛生法綱要』
- 1896年（明治29）：三宅秀訳『教育衛生講義』
- 1898年（明治31）：牧山建吉『学校衛生学』
- 1899年（明治32）：坪井次郎『学校衛生書』
- 1899年（明治32）：育成会編『学校衛生法』
- 1899年（明治32）：關以雄『衛生教育論』
- 1901年（明治34）：佐藤信直『普通学校衛生学』
- 1902年（明治35）：池田鐵之助『最近学校衛生学』
- 1903年（明治36）：關以雄『学校衛生及学校医』
- 1904年（明治37）：瀬川昌耆『学校衛生』
- 1910年（明治43）：駿河尚庸『最近学校衛生学』
- 1911年（明治44）：赤井直忠等編『学校衛生の研究及児童病』

この一覧に示されるように、学校衛生論が単行書として定常的に刊行されるようになるのは、明治20年代中葉以降であり、この動向は、前述のヘルバート派教育学における「養護」概念の成立および学校衛生施策の展開と軌一している。

一方、教育論説において「学校衛生」論が明確に用いられるのは、明治17年（1884）に創刊された『大日本教育会雑誌』の第13号中の辻新次「学校衛生法」と考えられる。ただ、一般教育雑誌における衛生的内容を論じた記事を掲載した先例は『内外教育新報』（明治11年創刊）に求め得る。また、翌18年創刊の『教育報知』第1巻第1巻において同じく辻新次が「学校衛生論」を著している。さらに、翌19年、『教育報知』と同年創刊の『教育時期』誌上に武内貞吉「学校衛生ニ関スル一注意」が掲載されている。以降、『大日本教育会雑誌』『教育報知』『教

育時論』の三誌には、辻新次をはじめとして、三島通良、寺田勇吉らの文部省官僚が学校衛生関係論説を多く執筆しており、郡司篤則、瀬川昌耆らがこれに次いでいる。

以上の如く、いわゆる「三大教育雑誌」において学校衛生に関する論説が公刊されるようになるのはそれらの創刊とほぼ同時であり、教育界において学校衛生の関心が早期からもたれたいことを示している。

これまで検証したように、わが国の学校衛生活動および学校衛生論の濫觴は明治10年代初頭に求め得る。学校衛生活動は概ね3つの系譜に属する実体が明治20年代中葉に集約され、同時に学校衛生論の体系化と法的整備によってそれらが近代日本の統合的な学校衛生の理論および実践の基礎として定立したととらえ得る。本稿では、明治20年代中葉までの学校衛生活動の系譜を公衆衛生系統、学校管理系統、養護系統の3つに分節し、各々の系譜における実体の特質を環境管理、対物的管理、対人的管理とした。これまで、明治期の学校衛生管理活動はその内容が詳細に検討されてこなかったが、その管理対象が環境から机・椅子・黒板などの物的事項、さらに児童の身体・精神・疾病などの人的事項へと多元化していく過程が明晰化されることにより、その方法も条件整備的性格からより直接的な指示的性格へと漸次変容していったことを検証し得る。

## IV 学校衛生論における「管理」と「指導」

### A 「学校衛生論」における管理内容

明治期に著された「学校衛生論」における衛生管理内容は、概ね共通の構成原理に基づいているが、それぞれの刊行時期によって、その内容構成は微妙に異なっている。前記IIIのAにおいて既に述べたように、明治期の学校衛生活動は、対物的・環境的管理と対人的管理に大別し得る。これら、同時期の学校衛生論単行書の内容構成を検討することにより、さらに詳細な範疇化が可能である。以下に、明治期における最も早期の翻訳書である大河本聰松訳『学校衛生論』の内容構成を示す。

大河本聰松訳『学校衛生論』 1880年（明治13年） 壱天堂

第1章 緒論	第2章 学校ノ景況
第3章 近視眼ノ原由	第4章 脊椎ノ弯曲
第5章 男女ノ児童	第6章 諸般ノ患害
第7章 卓椅ノ装置	第8章 習字本ノ位置
第9章 挿毫ノ過度	第10章 採明ノ手段
第11章 窓櫓ノ方位	第12章 幢幕ノ装置
第13章 壁面ノ色沢	第14章 人工ノ光明

第15章 採温ノ手段	第16章 暖炉ノ一毒	②学校および教室の配置と構造
第17章 通気ノ手段	第18章 地床ノ装飾	③教室の換気・採光・暖房等
第19章 校舎ノ方位	第20章 校舎ノ位置	④机・椅子・黒板等教具の仕様
第21章 校舎ノ造構	第22章 宣教師ノ報告	⑤生徒の発育状況とその異常
第23章 資本金ノ困難	第24章 理事者ノ注意	⑥生徒の疾病とその対策
第25章 半成ノ規則	第26章 教場ノ階級	⑦食物・入浴などの生活上の管理
第27章 師範者ノ教授	第28章 修飾ノ狂乱	⑧運動および遊戯など体育的管理
第29章 入学ノ年齢	第30章 読書及習字	⑨日課・休息などの課業の調整
第31章 羅典学校及大学校	第32章 人員ノ過多	⑩精神衛生に関する事項
第33章 医官ノ巡検	第34章 新築ノ検閲	
第35章 便宜ノ検閲	第36章 将来ノ企図	
第37章 図解	第38章 議決ノ条款	

同書は、内容構成における系統性が明瞭ではなく、原著から受ける内容上の制約と共に、明治初期の翻訳書の限界から免れていない。しかしながら、校地・校舎・通気・採光・壁面・机・椅子など学校環境、学校建築、学習環境に関する記述が主たる内容とされている。

次に、邦人の原著書の内容構成を検討してみる。以下に、邦人による最も初期の原著書と考えられる松山誠二『学校衛生論』の内容構成を示す。

#### 松山誠二編『学校衛生論』1883年 松山氏蔵版

総論	
学校ノ構造	[其一] 建築 [其二] 教場 [其三] 机及ヒ椅子 [其四] 空気通暢及ヒ暖室法
生徒身体ノ事	[其一] 発育 [其二] 食物 [其三] 運動及ヒ体操 [其四] 入浴
生徒精神ノ事	[其一] 教導ノ心得 [其二] 日課及ヒ勤学ノ度 [其三] 懲罰賞誉 [其四] 休暇及ヒ睡眠
諸般ノ注意	[其一] 近眼 [其二] 私立学舎及専門学校 [其三] 伝染病

本書においても、学校の構造や環境に関する事項が先行して論じられているが、大河本聴松訳『学校衛生論』に比して、内容が系統化されており、対人的管理事項がほぼ二分の一を占めている。

ここで、前記の2著の内容構成をもとに、明治中期における学校衛生論の内容を範疇化すると以下のようになる。

#### ①学校の立地条件

既に述べたように、大河本の『学校衛生論』は翻訳書であり、松山の『学校衛生論』も自ら西欧の学校衛生論の採録によって同書を構成したと記しているが、西洋近代に倣った明治期の学校の衛生活動もまた西欧の学校衛生論に依拠せんとしていたことが示唆されている。

明治20年代の学校衛生の展開期にあって、主導的な論説や活動を行ったのが三島通良であったことは通説化しており、既に本稿でも触れたが、彼の主著『学校衛生学』は、明治後期から大正期にかけて最も普及した書であり、後書の範となった。同書の内容構成は、さきに筆者が項目化した範疇をほぼ内包している。

#### 三島通良『学校衛生学』1893年 波隣堂蔵版

第1篇 総論	
第2篇 校地	第1章 四辺の状態 第2章 地形 第3章 飲料水 第4章 空気
第3篇 校舎の建築及教室の構造	第1章 建築材料 第2章 校舎の方向 第3章 校舎の形状 第4章 教室の幅員 第5章 二階及三階 第6章 昇降口及控所 第7章 床 第8章 天井 第9章 壁 第10章 廊下 第11章 階子 第12章 便所
第4篇 採光法	第1章 光線の作用 第2章 窓の構造及面積 第3章 光線の分量 第4章 燈光
第5篇 換気法	第1章 空気の用 第2章 炭酸の定量 第3章 空気清潔法 第4章 人工換気法
第6篇 暖室法	第1章 暖室の用 第2章 暖室法の種類 第3章 暖炉の種類 第4章 教室の温度
第7篇 机、腰掛、姿勢、書籍及黒板	第1章 机、腰掛及姿勢

	第2章 書籍
	第3章 黒板
第8篇	生徒の疾病及学校医の監督
	第1章 生徒の疾病
	第2章 学校医の監督
第9篇	体操及遊戯
	第1章 体操及遊戯 第2章 体操遊戯場
	第3章 手工科 第4章 罰則
第10篇	授業及休業
	第1章 授業法及其科目
	第2章 授業時間
	第3章 自宅の稽古
	第4章 休業
附録	「学校衛生ニ関スル法令」 「学生生徒身体検査心得」

以上のような内容によって構成されていた学校衛生の管理活動において、「管理」概念の厳密性が如何なる程度で実体化されていたかに関しては、若干の考慮を必要とする。換言すれば、学校衛生管理活動における「指導」的視点の内在化について考察することが要請される。明治期の学校教育における「管理と訓練の混用」状況に類似した、学校衛生管理活動の「指導化」状況が認め得るか否かが、検討課題となり得るのである。それは、わが国における学校の健康指導、保健指導の「正系」として定位する性格を有すると考えられる。

## B 学校衛生管理における「指導」観の形成

学校衛生管理活動における「指導」的視点の内在化過程は、二つの範疇に分け得る。一つの範疇は「管理」活動自体に予め内在している「指導」的要素が顕在化した実践内容である。前記A、において分類した学校衛生活動の内容中、⑦食物・入浴など生活上の管理や⑧運動および遊戯など体育的管理は、その内容の性格上、管理活動自体が何ほどかの「指導」的行為が前提となって成立し得る実践内容と解し得る。例えば、松山誠二『学校衛生論』の「生徒身体ノ事」[其三 運動及ヒ体操]には、「極メテ幼稚、児女ニハ先ツ始メ徒手運動ヲ取ラシメ次テ軽テ器械ヲ以テ運動セシメ漸次其器械ヲ変換セシムベシ」<sup>11)</sup>とあって、厳密にいえば学校体育の範疇に属るべき運動指導的記述が含まれている。また、小林義直訳『学校衛生論』の第十六章「浴身法」の項にも、「小児ニ皮膚ヲ清潔ニスルノ必要ヲ教ヘザルハ間ハ、未ダ完全シタル教育ト云フベカラズ」<sup>12)</sup>とあり、身体管理の外延としての「浴身法」が、清潔に関する「教育」すなわち指導を内

包していたことが示されている。

いま一つの範疇は、前者とは相対的に区別される、より自覚的に「指導」が目的化された実践内容である。この範疇は、典型的には三島通良の『学校衛生学』に見いだされる。同書の「総論」には次のようにある。

「文部省は去る明治二十四年、初て予に嘱託するに、学校衛生事項の取調を以てし。東京府教育会の如きは、翌年漸く学校衛生取調委員会を興したるのみにして、各府県に至りては、専として未たこの取調の挙あるを聞かさるなり（原注一略）此の如く、学校衛生の勃興せざるものは、果して何ぞや、蓋し、身、教育の任に居り、職、学教の衝に当る者、衛生の思想に乏しきと。世間有職なる衛生家少きと。之に関する著書、未た世に出てさる、との三に因らずんばあらず。故に之を振作せんと欲せは、教育家、教師、学務委員等に衛生思想を注入し、小中学校に於ては、解剖、生理の一斑より、衛生の概略を教授し、之を実地に応用し以て大に生徒をして其必要を感じしめ、其良習慣を養成するを以て急務とす。」<sup>13)</sup>

とある。ここでは、明瞭に小・中学校において「解剖、生理の一斑より、衛生の概略を教授し、実地に応用し以て大に生徒をして其必要を感じしめ、其良習慣を養成するを以て急務とす。」と言明している。この三島の言説において特徴的なことは、小・中学校、就中中等学校における従来の教育課程中にあった「生理衛生」の教授に加えて、それらによって得られた知識を「実地に応用し以て大に生徒をして其必要を感じしめ、其良習慣を養成する」ことを期したことである。ここで「生理衛生」の教授活動を「衛生教授」と解すれば、「実地に応用し以て大に生徒をして其必要を感じしめ、其良習慣を養成する」ことは「衛生指導」と解し得る。この言説によって、三島においては既存の見解に増して「指導」の実体が明晰に自覚化されていたことが示唆されている。

その三島の見解は、同書の各章の具体的記述にも反映されている。同書第8編「生徒の疾病及学校医の監督」中の第1章「生徒の疾病」において「第一 近視眼」として生徒の近視について述べているが、近視眼の予防法として次のような記述をしている。

近視眼の予防法について、学校において注意すべき項目は、左の如し。

(前略)

(四)幼稚園、及小学校等に於ける、手工に際して、其物体を眼に近接せしめること

(後略)

次に学校と家庭との興に於て、共に注意すべき予防法

は左の如し

- (一) 読書、習字、図画、裁縫等の節、物体を眼に近接する事、黎明、薄暮、薄暗き燈下、日光直射の下、及船車上にて読書、書字等をなす事は、厳禁すべし。
- (二) 机腰掛の構造を正し、其読書、習字時等に、姿勢を正しくせしむべし。

(中略)

- (六) 眼の保養は勿論、一般児童の衛生に留意し、常に其不健康なる刺激に抗抵抗力を養成すべし。」<sup>14)</sup>

ここでの「近接せしめさる事」「厳禁すべし」「正しくせしむべし」「抗抵抗力を養成すべし」の記述は、条件整備的活動を内包とする「管理」にとどまらず、児童・生徒に對して直接的・実践的に生活上の統御をなすことをも内包とする「指導的管理」ないし「管理的指導」の派生を示唆している。三島自身がその方法的実体を如何に把握していたかについては定かではないが、彼が他の雑誌に著した論説、例えば『大日本教育会雑誌』第118号(明治25年7月)の「日本小児教養論」において、「小児と云ふものは成る可く自然に委かせて置て成る可く人間の智慧を以て之を動かさない様にするのが最も育児の適法であります」<sup>15)</sup>と述べていることから、彼の論の基調は自然主義に近いものであったと推測される。

三島の学校衛生論に至って、学校衛生管理活動に「指導」的視点が内在化した理由は十分に説明し得ない。明治20年代中葉の教育界におけるヘルバート派教育学の盛行と無関係ではなかったと思われるが、より直接的には、三島自身が帝國大学医科大学小児科教室出身であるという属人的事実に少なからぬ理由が存すると推測し得る。従来の衛生学的原理に基調を置く学校衛生論とは異なる視点からの論述が小児科学的原理において可能であったことは推定として留保し得る。

### C 学校における「学校衛生論」の受容と衛生の指導

明治24年の三島通良の「学校衛生事項取調嘱託」就任以降、数年にわたる彼の地方学校の衛生状況の観察との報告に影響を受けて、明治29年に三島が文部省学校衛生主事に任せられ、「学校衛生顧問会議」が設置された。以降、明治30年代中葉までに「学校清潔方法」「学生生徒身体検査規定」「公立学校ニ対スル学校医設置」「学校伝染病予防及消毒方法」等の制定により、学校衛生活動の法的な確立・整備がなされた。

これらの施策の中で、とりわけ地方学校の学校衛生活動の進展を促したのは「学校医」の設置である。教育施設である学校に嘱託とはいへ医療・衛生の専門的知識と

技術を有する医師を配置することは、地方学校における学校衛生の水準を高めた。学校衛生活動は、この学校医の監督と指導によって展開された。三島は既にこれらの法制化以前に、自らの『学校衛生学』で、第8編「生徒の疾病及学校医の監督」中の第2章「学校医の監督」において、学校医の必要とその機能について論及している。そこでは、

「小学校にありては、当直医を要せされとも、其土地に於ける衛生家、特に学校衛生学に熟達せる医師を、学校医として嘱託し、常に其意見を聴き、春秋二回(四月及十月)全生徒の身長、体重、視力等を検査して詳密なる統計表を作るを要す。」<sup>16)</sup>

と述べられ、学校医の嘱託の必要を述べ、その意見を聴取することを解き、さらにその役割として、疾病・近視・脊椎湾曲症の検査と治療法の講述、伝染病流行時の各種摂生法の注意、種痘の実施等の職務を述べている。さらに、それに続いて

「其他学校医は、一週一回若くは一ヶ月一回、全校の生徒を集めて、日常の生活上、必要な衛生上の談話をして、生徒をして識らす知らす、身体の貴重にして、保養すべきことを知らしめ、眼鏡を愛用する習慣の如きは、諄諄之を説明して其大害あるを知らしむべし。」<sup>17)</sup>

と述べて、学校医による「衛生上の談話」、すなわち指導的実践の必要を明記している。彼の論によれば、学校衛生活動における衛生指導は、第一に学校医によって行われるものとされており、その学校医は「学校衛生学に熟達せる医師」に嘱託すべきこととされていた。三島が、文部省学校衛生主事として「公立学校ニ対スル学校医設置」および「学校医職務規定」等の策定に関わったことから、学校医の性格とその機能については、彼の所説が相当度反映されていたと考えられる。したがって、学校衛生論およびそこでの衛生指導は、学校医を媒介として地方小学校に浸透していくと想定し得る。

次に、明治30年代の地方の各小学校における、学校衛生活動の実施状況およびそこでの指導的活動を摘記する。

当時の小学校における学校衛生活動は、概ね「清潔法」「身体検査法」「救急法」および明治20年代後半より学童に流行はじめたトラホームの感染児の看護法ならびに消毒法であった。奈良県春日小学校の学校衛生活動の概要には、<sup>18)</sup>「イ 学校医勤務規定」「ロ トラホーム患者児童取扱法及消毒法」「ハ 学校清潔法」「ニ 児童身体検査法」「ホ 児童急救法」の5項目が挙げられている。岡山市内山下小学校においても「イ 学校医」「ロ 学校伝染病予防法及消毒法」「ハ 学校清潔法 身体検査法 救

急法」の3項目が挙げられている。<sup>19)</sup>これらの活動内容は、明治30年代初頭に制定された諸法令を基礎にして実践されていたと考えられる。

岩手県城南小学校の「学校衛生に関する実施状況」には、「第一款 採光通風暖室法」「第二款 清潔法」「第三款 疾病及負傷」「第四款 予防及消毒」「第五款 身体及衣服飲食物」「第六款 児童身体検査」が挙げられているが、<sup>20)</sup>「第五款 身体及衣服飲食物」には、児童の自己身体管理に関する指導事項が記されている。以下の如くである。

- 「第二十九条 児童をして時々入浴せしめ身体を清潔ならしむべし。女子には毎月一回髪を洗わしむべし。
- 第三十条 児童をして常に理髪せしめ又口を漱き鼻汁を拭はしむべし。
- 第三十一条 児童をして手足の爪を剪り又耳垢を除かしむべし。
- 第三十二条 児童の運動を活発自由ならしめ兼て血液循環の妨なからしめんがために寛闊なる筒袖の衣服を用ひしむべし。
- 第三十三条 衣服は常に清潔ならしめ殊に皮膚に密接するシャツは毎週一回洗濯せしむべし。
- 第三十四条 児童に給与すべき飲料水は必ず一旦煮沸したるものたるべし。
- 第三十五条 児童の持参したる弁当は冬季には暖飯器にて温め其他の季節に於ては所定の場所に掛け置かしむべし、弁当用の風呂敷は毎週一回洗濯せしむべし。

- 第三十六条 児童の使用すべき茶碗及び箸は各自をして用意せしむべし若し止むを得ずして学校において貸与したるときは使用の後必ず熱湯にて洗はしむべし。<sup>21)</sup>

この款においては、第三十四条を除けばいずれも学童に対する直接的な指導的活動がその内容となっている。同校の実践内容は、学校衛生活動における指導的視点の内在化を象徴する実体と解し得る。それは、換言すれば、学童における基礎的な身体管理能力の形成を指向したものであった。明治30年代後半における学校衛生活動における指導的実践の内容が、これにとどまるとは考え難いが、その成立期にあって、基礎的身体管理能力の形成が内容の中核となっていたことは、当時の「修身」科や「訓練」の動向との関連を考慮するならば一定の整合性を有していると考え得る。<sup>22)</sup>

したがって、時に、健康に関する指導的実践は、「訓練」

として範疇化されることがあった。例えば、大阪市汎愛小学校の実践においては、

「訓練は小学校教育の本旨に基き地方実際の情況に鑑み自治、規律、礼儀、親切、質素、衛生、忍耐、公徳の八要項を定め尚之を細別して具体的に実施上の要目を示し児童をして実践せしめ以て善良の習慣を養成せんことに努力せり」<sup>23)</sup>

と「訓練」の目的と内容を明示し、次の14項目を挙げている。

「1 運動場にて踞座せざること。2 裸足にて運動場に出でざること。3 雨天の時屋外運動場に出でざること。4 戸外にありては必ず着帽すべきこと。5 溢りに湯水を呑むべからざること。6 痰壺以外に痰唾を吐かさること。7 便所に行きたるときは直ちに手を洗ふべきこと。8 教室窓戸の開閉に関する心得。9 掃除に関する心得。10 顔面手指を汚さぬこと。11 食事に関する心得。12 帯の締め方。13 校内にて発病又は怪我をしたる時の心得。14 トランポリンに就て児童の心得。」<sup>24)</sup>

これらの記述は、岩手県城南小学校の前記条項とほぼ同様の内容を示しているとし得るが、「此等要目の実施は總て教員の模範によりて児童をして不知不識の間に此に感化せしめんことに注意を払いつつあり」<sup>25)</sup>とあるように、感化主義を基調としていた。

## V 結語

以上で考察したように、明治期における学校衛生論およびその実践にあっては、明治20年代中葉以降において、「管理」的活動に漸次「指導」的視点が内在化し、より自覺的に管理に随伴する指導的活動が形成された。その成立は、教育学における「養護」概念の成立に軌一した、学校衛生管理活動における対人的管理活動の相対的な明晰化を契機としていたと考えられる。また、その過程において三島通良が果たした理論的体系化と意義は極めて大きかったとし得る。各小学校においては、主に学校医によって衛生上の談話を通した指導、あるいは学級担任による基礎的な身体管理能力に関する指導が展開された。

これらの事実は、わが国の学校衛生活動に内在した衛生指導（健康指導）の形成機序を明晰化すると同時に、その性格が衛生管理と極めて密接な関係を有するものであったことを示唆している。それは、修身科や生徒心得から派生した「衛生訓練」と共通の内包をもちつつ、より衛生管理と相対的ないし未分化な関係にあったと考え得る。

この点は、保健指導の管理的側面ないし管理活動との有機的関連を原理的に考察する上で有意味な知見として、理論的体系化に資し得るものである。

(指導教官 柴若光昭助教授)

### 注

- 1) 拙稿「学校保健指導の体系化に関する考察(2)」  
『東京大学教育学部紀要』第27巻 1987, pp.447-456)
- 2) 「下項直達衛生法」(第三)に「流行病予防は直達衛生法中最要なるもの」とある。(『医制五拾年史』1925 内務省)
- 3) R.Rubinger. Education: From One Room to One System. 1984 "Japan in transition from Tokugawa to Meiji" Princeton University Press p.209
- 4) 『医制百年史』資料編 1976 厚生省 p.11
- 5) 同前 p.12
- 6) 杉浦守邦は「養護」概念の使用の濫觴を湯原元一訟『倫氏教育学』1893に求めている。(杉浦守邦『養護教諭の実際活動』1977 東山書房 p.53) また、藤田和也は、学校衛生の成立過程を杉浦の所説に基づく「養護」概念の系統と「学校管理論」における衛生的事項の記載に連なる系統に分けて考察している。(藤田和也『養護教諭実践論』1985 青木書店 pp.56-60)  
なお、議会の論議においては1876年(明治9)の「第一大学区教育議会」で「学校建築法」「生徒養生法」がその論議の対象となつた。これを学校衛生の史的考察で如何に定位させるかはより詳細な検討を要する。
- 7) 松野修「明治前期における児童管理の変遷」(『教育学研究』第53巻4号 1986) p.355
- 8) 例えば伊澤修二『学校管理法』1881 白梅書屋藏版のpp.107-108に壁面・黒板の配慮の記述がある。
- 9) 『文部省第9年報』1966復刻 宣文堂書店 p.23
- 10) 宮坂哲文「近代教育方法学と生活指導」(『宮坂哲文著作集II』1975 明治図書) pp.18-19
- 11) 松山誠二『学校衛生論』60丁, なお, 原著の他, 岸野雄三監修『近代体育文献集成』第27巻 1983 日本図書センターの翻刻を参照(以下『集成』参照と略記)
- 12) 小林義直訳『学校衛生論』下巻 p.86, 『集成』第27巻参照
- 13) 三島通良『学校衛生学』p.16, 『集成』の第28巻参照
- 14) 同前, pp.221-222
- 15) 三島通良「日本小兒教養論」(『大日本教育会雑誌』第11巻8巻 1892) p.342
- 16) 三島, 前掲書13), p.256
- 17) 同前, pp.257-258
- 18) 今井彌市編『文部省選奨 優良小学校』1909 東京啓発舎 中巻 pp.207-210
- 19) 同前, pp.50-52
- 20) 同前, pp.535-540
- 21) 同前, p.540
- 22) 拙稿, 前掲論文1), p.451参照
- 23) 今井編, 前掲書18), p.500
- 24) 同前, pp.501-502
- 25) 同前, p.500